

大学以外の教育施設等における学修に対する単位認定に関する細則

(社会情報学部)

(平成 21 年 11 月 11 日制定 最終改正平成 26 年 12 月 10 日)

この細則は大妻女子大学学則(昭和 48 年 4 月 1 日制定)第 7 条の 3 第 3 項に規定する単位認定に関する事項について定めるものとする。

社会情報学部

振り替え認定基準に定める試験に合格した者には、本人の申請により、申請科目の配当年次または上級年次に限り、4 月の履修登録前に単位の認定及び授業科目の振り替え認定を行う。

1. 対象科目は以下のとおりとする。

社会生活情報学専攻、環境情報学専攻： 専門教育科目(他専攻選択)

情報デザイン専攻： 専門教育科目(選択)

認定対象科目	単位
情報処理機器概論	2 単位
インタフェースデザイン論	2 単位
統計処理及び演習	2 単位
情報管理	2 単位
アルゴリズム論及び演習 I	2 単位
情報ネットワーク論及び実習 I	2 単位
経営情報システム論	2 単位

2. 振り替え認定基準と認定単位

認定基準	認定単位
IT パスポート試験	2 単位
基本情報技術者試験	6 単位

3. 認定単位は、合計 6 単位を超えることはできない。
4. 対象科目を既に履修済みまたは履修登録中の場合は認定できない。また、再履修科目の振り替え認定は認めない。
5. 社会生活情報学専攻、環境情報学専攻の申請者は、他専攻で履修した単位と合わせて 10 単位を超えることはできない。
6. 認定申請の際、認定基準に定める試験の合格を証明する書類を提出しなければならない。
7. 単位の評価は認定として処理するものとし、評価は、「N」とする。

附 則

(略)

附 則

この細則は平成 26 年 12 月 10 日から施行し、平成 27 年度第 1 年次入学者から適用する。